

平成29年第4回志木市議会定例会市長提出議案等概要

企画部政策推進課

1	<p>第63号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度志木市一般会計補正予算（第3号））（財政課）</p> <p>提案理由 衆議院議員総選挙に係る費用を緊急に支出する必要性が生じたため、平成29年9月29日に志木市一般会計補正予算を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。</p>												
2	<p>第64号議案 平成29年度志木市一般会計補正予算（第4号）（財政課）</p> <p>要旨 今回の補正は、歳入歳出とも8,152万2千円を追加し、予算総額を234億3,703万3千円とする。</p> <p>1 主な歳入</p> <table data-bbox="276 972 1382 1055"> <tr> <td>(1) 社会資本整備総合交付金</td> <td>1,134万8千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 財政調整基金繰入金</td> <td>6,870万円</td> </tr> </table> <p>2 主な歳出</p> <table data-bbox="276 1115 1382 1294"> <tr> <td>(1) 人事異動等に伴う職員人件費の整理</td> <td>△585万5千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 小学校施設整備事業</td> <td>1,803万1千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 中学校施設整備事業</td> <td>559万1千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路橋梁維持補修事業</td> <td>1,241万5千円</td> </tr> </table> <p>3 繰越明許費の設定 4 債務負担行為の追加 5 補正後の財政調整基金の残高 21億5,778万1千円</p>	(1) 社会資本整備総合交付金	1,134万8千円	(2) 財政調整基金繰入金	6,870万円	(1) 人事異動等に伴う職員人件費の整理	△585万5千円	(2) 小学校施設整備事業	1,803万1千円	(3) 中学校施設整備事業	559万1千円	(4) 道路橋梁維持補修事業	1,241万5千円
(1) 社会資本整備総合交付金	1,134万8千円												
(2) 財政調整基金繰入金	6,870万円												
(1) 人事異動等に伴う職員人件費の整理	△585万5千円												
(2) 小学校施設整備事業	1,803万1千円												
(3) 中学校施設整備事業	559万1千円												
(4) 道路橋梁維持補修事業	1,241万5千円												
3	<p>第65号議案 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（子ども家庭課）</p> <p>(1) 提案理由 所得税法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 内容 所得の制限に関する条文について、定義の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの</p> <p>イ 施行期日 平成30年1月1日</p>												
4	<p>第66号議案</p>												

志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子ども家庭課）

(1) 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う規定の整備等をしたいので、子ども・子育て支援法第34条第2項の規定により、この案を提出する。

(2) 要旨

ア 内容

(ア) 規定の整備

(イ) 支給認定証の任意交付化に伴い、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、支給認定通知書により受給資格等の確認をすることとするもの

イ 施行期日

ア (ア) 平成30年4月1日 ア (イ) 公布の日

5 **第67号議案**
指定管理者の指定について（福祉課）

(1) 提案理由

複合施設の一体管理による施設の安定的、効果的な運営の確保を図るため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

(2) 要旨

ア 施設の名称

(ア) 志木市総合福祉センター

(イ) 志木市福祉センター

(ウ) 志木市児童センター

(エ) 志木市宗岡子育て支援センター

(オ) 志木市立宗岡第二公民館

イ 指定管理者

社会福祉法人志木市社会福祉協議会

ウ 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

6 **第68号議案**
指定管理者の指定について（長寿応援課）

(1) 提案理由

志木市第二福祉センターの管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

(2) 要旨

	<p>ア 施設の名称 志木市第二福祉センター</p> <p>イ 指定管理者 社会福祉法人志木市社会福祉協議会</p> <p>ウ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>
7	<p>第69号議案 指定管理者の指定について（生涯学習課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 志木市立秋ヶ瀬運動場施設の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 施設の名称 志木市立秋ヶ瀬運動場施設</p> <p>イ 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社</p> <p>ウ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>
8	<p>第70号議案 指定管理者の指定について（いろは遊学館）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 志木市立宗岡公民館の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 施設の名称 志木市立宗岡公民館</p> <p>イ 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社</p> <p>ウ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>
9	<p>報告第7号 専決処分の報告について</p> <hr/> <p>内容 市道第2079号線の管理瑕疵による物損事故に係る損害賠償請求事件 支払額 321,948円 (うち保険補填額321,948円 責任割合100パーセント)</p>